

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

公募説明書

令和4年10月11日（火）

箱根町

用語の定義

公募説明書において用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本 施 設：焼却施設を廃止し、中継施設への転用と剪定枝等ストックヤードを整備する施設をいう。
- 粗大ごみ処理施設：本施設と併設している粗大ごみ処理施設及びペットボトル減容化施設をいう。
- 処 理 対 象 物：廃棄物運搬中継施設においては、本町から排出され、本施設に搬入される燃やせるごみ、可燃残渣、し尿残渣をいい、剪定枝等ストックヤードにおいては、本施設及び湯河原美化センターに直接搬入される剪定枝等をいう。
- 基 本 協 定：優先交渉権者決定後、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けて、本町と優先交渉権者が締結する協定をいう。
- 募 集 要 項：本事業のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準書、基本協定書案、建設工事請負契約書案、運營業務委託契約書案などの資料をいう。
- 応 募 者：本事業の公募に応募する単体の民間事業者もしくは複数の民間事業者で構成される応募グループをいう。
- 応 募 グ ル ー プ：本事業の公募に複数の民間事業者で応募する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
- 構 成 員：応募者が本事業を実施するにあたり特別目的会社を設立する場合において、特別目的会社へ出資する民間事業者をいう。
- 協 力 企 業：本事業を担う応募者のうち、事業開始後、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）・解体土木工事または長期包括運営委託事業について全てまたは一部を代表企業（特別目的会社を含む。）から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資しない民間事業者をいう。
- 代 表 企 業：単独で本事業に参加する場合には、その民間事業者を指し、応募グループで参加する場合には、代表して応募手続等を行う民間事業者をいう。
- 民 間 事 業 者：本事業の全てまたはその一部を実施する者をいう。
- 特 別 目 的 会 社：本事業を行うための株式会社をいう。代表企業の出資比率はSPCの議決権の過半数を占める出資額（51%）としなければならない。
- プ ラ ン ト：本施設のうち、全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
- 建 築 物 等：本施設のうち、プラントを除く施設及び設備をいう。

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

公募説明書

目 次

I. 公募概要.....	1
1. 公募日.....	1
2. 発注者.....	1
3. 事務局.....	1
II. 事業概要.....	2
1. 事業目的.....	2
2. 事業内容.....	2
III. 民間事業者が実施する業務の範囲.....	6
1. 設計・建設工事（中継施設転用等工事）.....	6
2. 解体土木工事.....	6
3. 長期包括運営委託.....	6
IV. 本町が実施する業務の範囲.....	7
1. 処理対象物の搬入.....	7
2. 本事業の監視.....	7
3. 運搬先の確保.....	7
4. 粗大ごみ処理施設の維持管理（補修など）.....	7
5. 住民への対応.....	7
V. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1. 募集及び選定スケジュール（予定）.....	8
2. 応募者の参加資格要件.....	10
3. 民間事業者の審査及び選定.....	14
4. 事業者選定委員会の設置.....	15
VI. 募集要項について.....	16
1. 募集要項の構成.....	16
2. 募集要項の公表.....	16
3. 提案概要書の提出.....	19
4. 提案書類の提出.....	20
5. 民間事業者の決定（提案審査）.....	22

VII. 本事業に関するその他の事項	24
1. 優先交渉権者選定後の手続.....	24
2. 応募参加にかかる保証金、契約保証金.....	24
3. 運営事業者の設立.....	24
4. その他.....	25

I. 公募概要

本公募説明書は、本町が行う本事業を実施する民間事業者選定のための公募型プロポーザルに適用されるものであり、本事業に係る公募に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、契約書案（基本協定書案、建設工事請負契約書案、運営業務委託契約書案）、優先交渉権者選定基準書、様式集）によるものとします。

応募者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募書類等の作成等を行うものとします。

1. 公募日

令4年10月11日（火）

2. 発注者

箱根町長 勝俣 浩行

3. 事務局

本公募において、本事業の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は、次のとおりとする。

名 称：箱根町 環境整備部 環境課

担当者：栢沼・富田

住 所：〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

E-mail：kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

T E L：0460-85-9565

F A X：0460-85-6814

II. 事業概要

1. 事業目的

既存の焼却施設の建屋を有効に活用し、経済的かつ広域内の安定したごみ処理を確保するため、廃棄物運搬中継施設に転用し、また、剪定枝等ストックヤードを整備し、併せて長期包括運営委託事業の導入により日常の適正な運転維持管理を行い、施設運営のさらなる効率化を図る。

なお、本町は循環型社会形成推進交付金等の交付金及び神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金を活用し、本事業を実施する予定である。

2. 事業内容

(1) 事業名称

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設の種類

廃棄物運搬中継施設・剪定枝等ストックヤード
粗大ごみ処理施設（運転管理のみ）

(3) 公共施設の管理者の名称

箱根町長 勝俣 浩行

(4) 事業概要

1) 事業方式

本事業は、本町が資金を調達し、本施設の設計・解体建設工事及び運営に係る業務を民間事業者（必要に応じて運営事業は特別目的会社が実施する）が一括して行う DBO（Design Build Operate）方式として実施する。

2) 事業期間

- ① 事業期間：令和5年9月末から令和22年3月31日まで
- ② 中継施設転用工事期間：令和5年9月末から令和7年9月30日まで
- ③ 剪定枝等ストックヤード整備期間：令和5年9月末から令和9年2月28日まで
- ④ 運営準備期間：令和5年9月末から令和7年9月30日まで
- ⑤ 運営期間：令和7年10月1日から令和22年3月31日まで
- ⑥ 解体・土木工事期間：令和5年9月末から令和9年2月28日まで
- ⑦ 乖離請求期間※：令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※中継施設及び剪定枝等ストックヤードは対象外とし、対象施設は粗大ごみ処理施設のみとする。

※令和7年10月1日より、中継施設及び粗大ごみ処理施設の運営を開始し、剪定枝等ストックヤードの運営期間は、整備終了後、開始とする。

(5) 契約形態

本町は、優先交渉権者と建設工事請負契約及び運營業務委託契約を締結する。優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合は、本町と優先交渉権者との間で建設工事請負契約を締結し、本町と特別目的会社との間で運營業務委託契約を締結する。

(6) 関係法令等の遵守

本事業を実施する事業者は必要とされる関係法令等を遵守し、本事業の実施に当たり必要な許認可申請についても本町と協力し、実施すること。

1) 基本方針

本事業の実施にあたっては、以下に示す基本方針に基づき、施設計画、設計、解体工事、建設工事及び運営の全般を行う。

ア. 安全、安心で安定稼働ができる施設

- ・維持管理が容易で、耐久性に優れ、トラブルなくごみの搬入出並びに保管が可能な施設とする。
- ・地震等の自然災害に強く、労働災害にも配慮した施設とする。
- ・作業員及び車両の安全に十分配慮した動線計画、効率的な施設の配置とする。

イ. 環境負荷の少ない施設

- ・施設周辺の生活環境の保全及び地球温暖化防止に配慮した施設とする。

ウ. 循環型地域社会の実現に貢献する施設

- ・湯河原町真鶴町衛生組合と連携し、資源化率の向上と最終処分量の削減に寄与する施設とする。

エ. 周辺環境と調和する施設

- ・自然公園法の特別地域であることを鑑み、建物の形状や色彩等、周辺環境との調和に配慮した施設配置、意匠計画とする。

オ. 経済性に優れた施設

- ・ごみ排出量の抑制及び資源再利用の視点に立った適正規模の施設整備を進める。
- ・環境センターのごみピット等を有効に活用し、整備コストを縮減する。
- ・合理的でコンパクトな設備とし、建設費及び維持管理費を節減した施設とする。

2) 施設規模

ア. ごみ中継施設

以下の施設規模を有すること。

燃せるごみ：45 t/日

可燃残渣：4 t/日

し尿残渣：3 t/日

合 計：52 t/日

イ. 剪定枝等ストックヤード

枝・葉・枯れ木類（チップ化対象）：4.2 t/日

草・刈草類（資源化対象）：1.0 t/日

合計：5.2 t/日

ウ. 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は既設とする（本事業の整備対象外）。

粗大ごみ処理施設 : 30 t/5h

ペットボトル減容施設 : 1 t/日

3) 計画ごみ量

ア. ごみ中継施設（搬入量）

燃せるごみ : 11,721 t/年

可燃残渣 : 789 t/年

し尿残渣 : 462 t/年

合 計 : 12,972 t/年

イ. 剪定枝等ストックヤード（搬入量）

枝・葉・枯れ木類（チップ化対象） : 684 t/年

草・刈草類（資源化対象） : 178 t/年

合 計 : 862 t/年

ウ. 粗大ごみ処理施設（搬入量）

粗大ごみ : 1,180 t/年

カン : 510 t/年

ビン : 511 t/年

乾電池 : 3 t/年

蛍光灯・電球 : 2 t/年

スプレー缶類 : 2 t/年

ペットボトル : 41 t/年

燃やせないごみ（その他） : 100 t/年

合 計 : 2,349 t/年

III. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者は、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）・解体土木工事及び長期包括運営委託事業を実施する。

なお、民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 設計・建設工事（中継施設転用等工事）

- (1) 本町と締結する建設工事請負契約書及び本町の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）を行う。
- (2) 設計・建設工事（中継施設転用等工事）及びその他本事業の実施に必要な工事を行う。
さらに、本施設の設計・建設工事（中継施設転用等工事）に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- (3) 箱根町環境センターは、令和7年9月末までの焼却処理を予定しているため、焼却施設の運転に支障を来さないよう設計・建設工事（中継施設転用等工事）を行うこと。
本町が実施する交付金申請書類及び許認可申請手続きの作成支援を行う。

2. 解体土木工事

- (1) 本町と締結する建設工事請負契約書及び本町の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の解体土木工事を行う。
- (2) 解体土木工事にあたっては石綿（アスベスト）及びダイオキシン類等の除染工事を実施し、関係法令に基づき適正に処理・処分すること。
- (3) 解体土木工事範囲の詳細は、要求水準書において示すが、中継施設の稼働に際し、流用できない個所（焼却設備、排ガス冷却設備、煙突等）は原則、撤去すること。

3. 長期包括運営委託

- (1) 本町と締結する運營業務委託契約書及び本町の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の運営事業を行う。
- (2) 本施設の運営管理に必要となる体制を組織した上で、運転管理業務、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、その他本施設の運営に必要な関連業務等（対象施設の清掃及び植栽管理業務、その他本町の実施する事業への協力等を含む）を行う。
- (3) 粗大ごみ処理施設（ビン選別等を含む）の運転管理に必要となる体制を組織した上で、運転管理業務及び日常点検整備（工具、機器及び備品管理、機械・電気・建築付帯設備の軽微な補修）を行う。
- (4) 本施設に搬入される可燃ごみ（直接搬入ごみ等）を湯河原美化センターまで運搬すること。また、可燃ごみの運搬にあたって、必要な運搬車両は事業者が自ら用意すること。

と。

- (5) 本施設に搬入される剪定枝等をストックヤードにて一時貯留し、必要に応じて剪定枝等の種別に分別のうえ、本町の指定する資源化業者へ、施設内で引き渡しを行うこと。

IV. 本町が実施する業務の範囲

本町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 処理対象物の搬入

本町は、処理対象物の搬入を行うとともに、分別に関する指導等の啓発活動を行う。

2. 本事業の監視

本町は、設計・建設工事及び解体土木工事において、設計内容の承諾及び工事の監視を行う。また、運營業務において、運営状況の監視を行う。

3. 運搬先の確保

本町は、圧縮・運搬される燃やせるごみの運搬先及び剪定枝等の受入先を確保する。

4. 粗大ごみ処理施設の維持管理（補修など）

本町は、粗大ごみ処理施設の維持管理として、粗大ごみ処理施設の機械設備の補修を別途民間事業者へ発注を行い、機械設備が定格処理能力を発揮できるよう努める。詳細な条件は、本公募説明書と同時に公表する要求水準書等を参照すること。

5. 住民への対応

本町は、事業期間中に周辺住民からの意見や苦情について適切な対応を行う。

なお、事業者は本町に協力するものとする。

V. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から本町が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

公募型プロポーザル方式による事業者選定スケジュール

No.	項 目	日 程
1	公募の公告	令和4年 10 月 11 日（火）
2	募集要項の配布開始	令和4年 10 月 11 日（火）
3	現地視察期間	令和4年 10 月 24 日（月） ～令和4年 11 月 7 日（月）
4	資格審査に係る質問の受付締切	令和4年 10 月 21 日（金）
5	資格審査に係る質問への回答	令和4年 10 月 28 日（金）
6	資格審査申請書の受付締切	令和4年 11 月 11 日（金）
7	資格審査の実施	令和4年 11 月 18 日（金）
8	資格審査結果の通知	令和4年 11 月 18 日（金）
9	募集要項に関する質問受付締切	令和4年 12 月 2 日（金）
10	募集要項に関する質問への回答	令和4年 12 月 16 日（金）
11	提案概要書の受付締切	令和4年 12 月 23 日（金）
12	競争的対話の実施	令和5年 1 月中旬
13	非価格要素提案書・価格提案書等の提出	令和5年 2 月 17 日（金）
14	基礎審査の実施	令和5年 3 月中
15	非価格要素及び価格審査	令和5年 5 月中旬
16	総合的な評価の実施	令和5年 5 月中旬
17	優先交渉権者の選定	令和5年 5 月下旬
18	基本協定の締結	(17)の後速やかに

No.	項 目	日 程
19	(応募者が設立する場合は) 特別目的会社の設立	(18)の後速やかに
20	契約詳細の協議	令和5年 5月以降
21	建設工事請負仮契約の締結	令和5年 8月
22	建設工事請負契約の契約締結	令和5年 9月
23	運営委託業務契約の締結	令和5年 9月

2. 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本町は応募者の資格を確認するために資格審査を実施する。

本町は、参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は設計・建設工事（中継施設転用等工事）・解体土木工事及び長期包括運営委託事業を行う単独の民間事業者または複数の民間事業者により構成される応募グループ（一つの民間事業者がこれらの役割を兼任することを認める。）とする。
- 2) 応募グループにあっては、設計・建設工事（中継施設転用等工事）を担当する企業を代表企業として、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- 3) 応募グループとして応募する場合は代表企業、その他の本事業のうち、設計・建設工事（中継施設転用等工事）を請け負う企業、解体土木工事を請け負う企業、長期包括運営委託事業を請け負う企業を参加資格審査申請書で明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- 4) 代表企業の変更、応募グループの構成員または応募グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本町が認めた場合は、この限りではない。
- 5) 代表企業は箱根町競争入札参加資格者の認定があること。
- 6) 応募企業または応募グループを構成する企業が、他の応募企業または応募グループを構成する企業となることは認めない。
- 7) 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業、応募グループの構成する企業となることはできない。
- 8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 設計・建設工事（中継施設転用等工事）を行う企業の構成等

設計・建設工事（中継施設転用等工事）を複数の企業で行う場合、中継施設転用等工事のプラント部分を担当する企業については、応募企業または応募グループの代表企業が担当すること。

なお、解体土木工事等の企業と特定建設工事共同企業体（乙型）を結成する場合には、プラント部分（中継施設の機械設備等の納入）を担当する企業の出資比率を最大とすること。

(3) 解体土木工事を行う企業の構成等

解体土木工事を担当する企業は、応募企業または応募グループを構成する企業が担当すること。

(4) 長期包括運営委託事業を行う企業の構成等

中継施設転用後に本施設の運営を担当する企業は、応募企業または応募グループを構成する企業が担当すること。

(5) 応募者の共通参加資格要件（応募者の共通要件）

応募企業及び応募グループを構成する企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- 1) 参加資格審査書類提出時において、箱根町指名停止業者リストに登録されていない者であること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）
- 6) 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していない者であること。
- 7) 箱根町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- 8) 箱根町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 12 日）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- 9) 本町から本事業に関するアドバイザー業務を委託している一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体と本業務において提携関係にある者またはこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。
- 10) 事業者選定委員会の委員及び当該委員が所属する者またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(6) 設計・建設工事（中継施設転用工事）を行う企業の要件

応募企業または応募グループの構成する企業のうち、設計・建設工事（中継施設転用

工事)を行う企業(共同企業体を結成する際には、共同企業体の代表企業を指す。)は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- 1) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく有資格者であること。
- 2) 建設業法(昭和24年法律第100号)による清掃施設工事若しくは機械器具設置工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 3) 建築業法に基づく清掃施設工事若しくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- 4) 地方公共団体が発注した廃棄物運搬中継施設または圧縮梱包設備を有するリサイクル施設の元請けとしての建設実績があり、当該施設は資格審査申請時において、延べ3年以上の稼働実績を有していること。
- 5) 建設業法に係る清掃施設工事業若しくは機械器具設置工事業における監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。

(7) 解体土木工事を行う企業の要件

応募企業または応募グループの構成する企業のうち、解体土木工事を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- 1) 建設業法第3条第1項の規定による「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 解体工事に必要な監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。
- 3) 建設業法に基づく解体工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が900点以上であること。
- 4) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成26年1月10日付基発0110第1号)に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績1件以上有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が25%以上の場合のものであること。

(8) 長期包括運営委託事業を行う企業の要件

応募企業または応募グループを構成する企業のうち、長期包括運営委託事業を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- 1) 地方公共団体が所有する廃棄物運搬中継施設またはリサイクル施設において、以下に掲げる条件のうち、①または②を満たす実績を有していること。
 - ① 廃棄物運搬中継施設
 - ・本施設と同種(コンパクトコンテナ、ピット&クレーン)の廃棄物運搬中継施設を有し、令和4年9月30日時点で1年以上の運転実績(運転委託)及び当該施設の維持補修(日常点検は除く)実績を1件以上有していること。

② リサイクルプラザ

- ・圧縮梱包設備を備えており、令和4年9月30日時点で3年以上の包括運営（維持補修・更新・運転・用役調達）実績を1件以上有していること。

2) 1) の施設での運転管理実績を有する専門の技術者または本町が認めるそれに相当する技能・経験を有した専門の技術者を運営開始から1年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること。

3. 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行う。

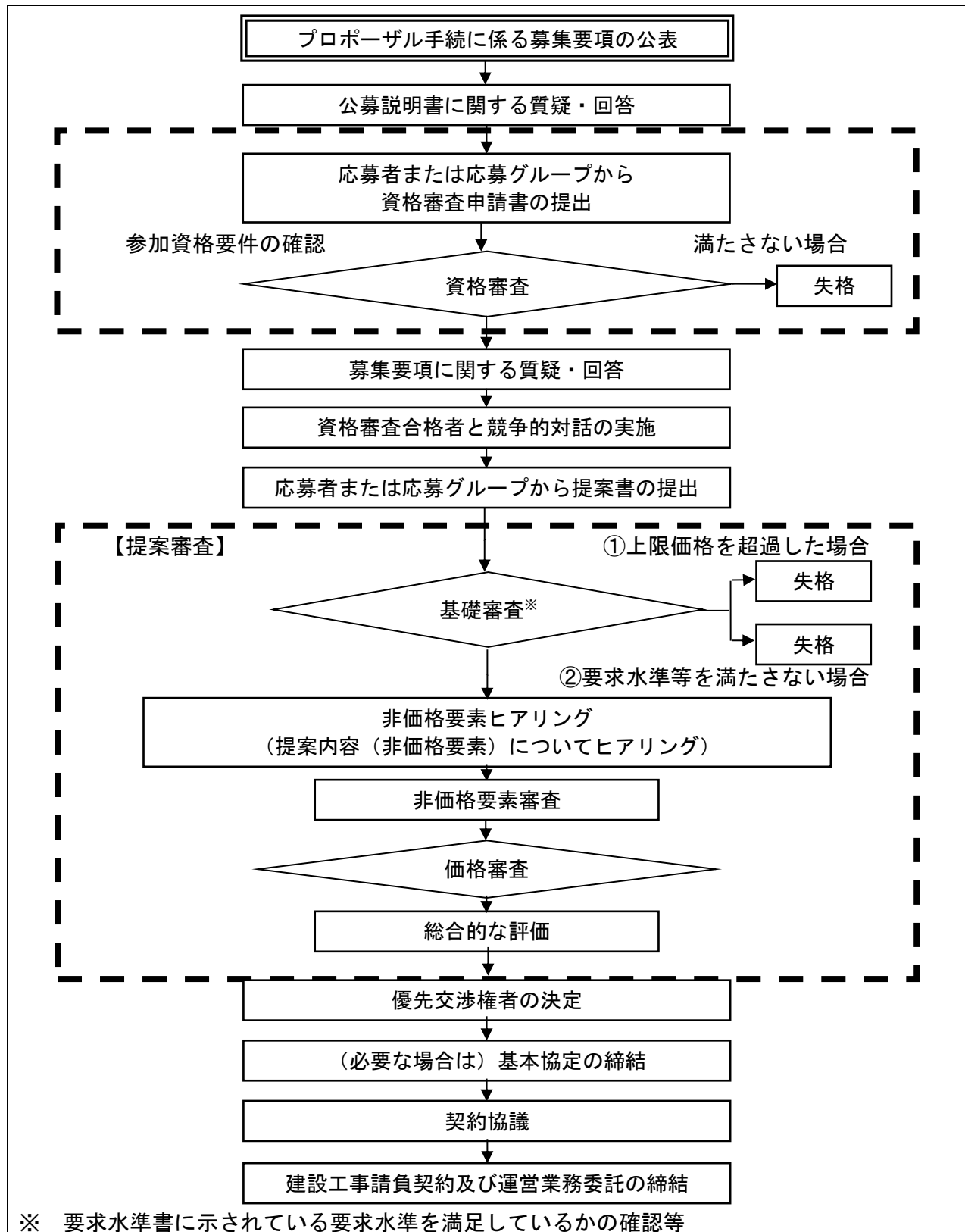


図 本事業を実施する民間事業者の選定フロー

4. 事業者選定委員会の設置

本町は、本事業の事業者選定にあたり地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に準じ、次に示す学識経験者等の有識者等により構成する「箱根町可燃ごみ中継施設等整備・運営事業者選定委員会」を設置し、意見を聴取する。

表 事業者選定委員会 委員名簿

氏 名	所属・職名	構 成
野本 ^{の も と おさむ} 修	西村あさひ法律事務所 弁護士	有識者 (委員長)
伊藤 ^{いとう かずお} 和生	箱根町副町長	行政関係者 (副委員長)
小林 ^{こばやし じゅん} 潤	工学院大学 工学部 機械工学科 教授	有識者
座間 ^{ざま つよし} 毅	箱根町環境整備部長	行政関係者
田中 ^{たなか あきら} 晃	神奈川県県西地域県政総合センター 環境部長	行政関係者
村山 ^{むらやま いちろう} 一郎	箱根町総務部長	行政関係者

VI. 募集要項について

1. 募集要項の構成

募集要項は、次の(1)から(5)までの書類により構成される。募集要項は、提案書類を作成するにあたっての基本条件を示すものである。

- (1) 公募説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 優先交渉権者選定基準書
- (4) 契約書案（基本協定書案、建設工事請負契約書案、運營業務委託契約書案）
- (5) 様式集

2. 募集要項の公表

募集要項は、次のとおり公表する。

日 時：令和4年10月11日（火）

方 法：本町のウェブサイトで公表する。

(1) 募集要項説明会

募集要項説明会は、実施しない。

(2) 現地視察

応募者のうち、希望者においては本施設の視察を実施する。視察期間は令和4年10月24日（月）から令和4年11月7日（月）まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

視察を希望する応募者は、希望日の5開庁日前の17時までに事務局の電子メールアドレスに、次の事項を送信することとする。メール件名は「箱根町環境センターの視察申込み」とし、事務局からの返信をもって申込み完了とする。

- ① 企業名
- ② 担当者名、所属部署名
- ③ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④ 視察の希望日時

(3) 募集要項に対する質問回答

募集要項に対する質問回答を以下の1)～3)のとおり実施する。要求水準以上の性能の発揮が可能な場合で、要求水準と異なった提案を行う可能性がある場合は、本質問回答において、内容の適合について、確認を行うことができるものとする。このうち特に、代替提案を希望する場合には、「募集要項に関する質問書」（添付様式）の「3. 要求水

準書に関する意見・質問」に提案内容を記載（必要に応じ、図面等を添付）すること。
なお、質問者のノウハウ、独自の提案にかかる質問回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準一般にかかるものである場合は、すべての質問者に伝えることがあるので留意すること。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本町が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

1) 質問の受付及び回答スケジュール

【資格審査申請書等に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間 令和4年10月21日（金）17時00分まで
- ② 回答期限 令和4年10月28日（金）17時00分まで

【募集要項（要求水準書等）に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間 令和4年12月 2日（金）17時00分まで
- ② 回答期限 令和4年12月16日（金）17時00分まで

2) 質問の方法

質問のある者は、「募集要項に関する質問書」（添付様式）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込みまたは郵送による書類、口頭、電話等による質問は受け付けないこととする。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

ただし、当該質問に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は、受け付けるものとする。

3) 回答方法

本町は、回答を作成し、ウェブサイトにて公表する。質問の性質上、個別に回答する必要がある場合については、「募集要項に関する質問書」（様式第1号）に記載されているメールアドレス宛てに送付するものとする。

(4) 参加資格確認（資格審査）

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、本町の審査を受けるものとする。

1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、「Ⅴ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 2. 応募者の参加資格要件 1)～3)」に掲げる参加資格を有することを証明するため、資格審査申請書及び資格証明

書類（以下「資格審査申請書等」という。）を事務局に提出しなければならない。

ア．応募者が提出する資格審査申請書等

資格審査申請書等として提出する書類は、別途、提示している様式集のとおりとする。

イ．資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、正本1部、副本9部を持参または郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

ウ．資格審査申請書等の受付

①受付期間：令和4年11月11日（金）まで

②受付時間（持参の場合）：9時から17時まで

（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

③受付場所：「I. 公募概要 3. 事務局」のとおり

2) 資格確認方法

応募者の資格確認は、提出された資格審査申請書等に対する書類審査より行う。

3) 資格審査結果

資格審査結果は、令和4年11月18日（金）以降に書面（「資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

(5) 審査結果理由の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本町に対して説明を求めることができるものとする。

1) 説明請求の期日等

資格審査結果理由の説明を求める場合には、本町が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）または持参によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面で回答する。

3. 提案概要書の提出

応募者が提出する本事業についての提案概要書には次の5大項目に関する概要を項目毎にA4サイズで合計8枚以内とし、簡潔に記載することとする。

①事業全体に関する事項

- ・事業実施体制の考え方

②安全、安心で安定稼働ができる施設

- ・中継施設転用工事及び解体土木工事の考え方
- ・施設運用時における利用者への配慮
- ・ごみ量変動に対する年間稼働計画の考え方

③環境負荷の少ない施設

- ・脱炭素社会に向けた考え方
- ・騒音、振動、悪臭抑制対策の考え方

④循環型地域社会の実現に貢献する施設

- ・効率的かつ経済的な運搬計画の考え方

⑤地域経済への貢献

- ・地域経済への貢献

提出にあつては、A4サイズに折り込んだ上で、A4縦長綴じ片面印刷で作成し、正本1部、副本9部、電子媒体（原則、書き換えができない形式（DVD±Rなど）で提出すること。以下同じ。）2セット（使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版)2020以上）を提出する。

なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

(1) 提案概要書の受付

1) 受付期間：令和4年12月23日（金）まで

2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

3) 受付場所：「I. 公募概要 3. 事務局」のとおり

4. 提案書類の提出

(1) 提案書類の構成書類

資格審査を合格した応募者は、提案書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「提案書類」という。）を提出すること。

提案書類の構成は、次のとおりとする。提案書類は、様式集に沿って作成するものとし、1) 価格提案書は封筒に封緘するものとし、4) 事業計画書のうち様式第10号-1及び様式第10号-2は副本には入れないこととする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、提案書類に応募者を直接的に特定できる記述を行わないものとする。

- | | |
|------------------|------------|
| 1) 価格提案書 | 【様式第 7 号】 |
| 2) 技術提案書（提案設計図書） | 【様式第 8 号】 |
| 3) 非価格要素提案書 | 【様式第 9 号】 |
| 4) 事業計画書 | 【様式第 10 号】 |
| 5) 業務分担届出書 | 【様式第 11 号】 |

(2) 提案書類の提出方法

提案書類については、1)～5)は正本1部、副本9部、電子媒体2セット（正本1部、副本1部）を準備し、持参または郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

なお、電子媒体には、提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみを格納することとする。電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすることとする。また、電子媒体への格納の条件は、次のとおりとする。

電子媒体：Windowsフォーマット

OS：Microsoft 社製のWindows

使用アプリケーション：Microsoft社製のWord（2020以上）・Excel（2020以上）

1) 提案書類の受付

ア．受付期間：令和 5 年 2 月 17 日（金）まで

イ．受付時間（持参の場合）：9 時から 17 時まで（ただし、12 時から 13 時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ウ．受付場所：「I. 公募概要 3. 事務局」のとおり

2) 応募の辞退

応募者は、提案書類の受付締切日まで随時応募を辞退することができるものとする。

応募を辞退する場合は、令和5年2月17日（金）までに「参加辞退届」【様式第12号】を事務局に持参または郵送（書留）するものとする。

3) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア. 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- イ. 提案書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- ウ. 同一事項の応募について2通以上の価格提案書を提出したもの
- エ. 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたもの
- オ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為をしたとき
- カ. 応募に関し不正の行為があったとき
- キ. 価格提案書に記載された金額、氏名、件名、または印形が認知し難いとき
- ク. 価格提案書に記載された事業費の金額が上限価格を超過しているもの
- ケ. その他、応募条件に違反したとき

4) 応募に当たっての留意事項

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に事業者の選定を執行できないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該応募者を公募に参加させずまたは事業者の選定の手続を延期または取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、本町が必要と認めたときは、応募を延期し、中止し、または取り消すことがある。

5) 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出または撤回は認めないこととする。ただし、この規定は審査の過程において、本町がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げないものとする。

5. 民間事業者の決定（提案審査）

(1) 優先交渉権者の選定方法

本町は、優先交渉権者選定基準書に基づき、次の1)から5)までの手順を経て優先交渉権者を選定し、その結果を各応募者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

1) 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

2) 非価格要素審査

1)の基礎審査を通過した応募者を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

なお、非価格要素審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、事業者選定委員会によるヒアリングを実施する。

3) 上限価格

本件は、上限価格を事前公表する。

上限価格：7,900,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4) 価格審査

3)に示す上限価格を超過していない応募者の提案価格を優先交渉権者選定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

5) 優先交渉権者の決定

非価格要素審査点と価格審査点から優先交渉権者選定基準書に定める総合的な評価方式により評価点を算定し、最も高い点数の者を「優先交渉権者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、くじ引により優先交渉権者を決定する。

(2) 優先交渉権者の失格

応募グループを構成する企業が、優先交渉権者選定から契約締結までに、本町と契約締結に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条、第 8 条第 1 号または第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合
- 2) 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合または逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、本町の判断により、当該協力企業の変更を認める場合がある。

VII. 本事業に関するその他の事項

1. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 契約詳細の協議

本町と民間事業者は、優先交渉権者選定後、基本協定、建設工事請負契約、運營業務委託契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。なお、契約詳細の協議は、基本協定書案、建設工事請負契約書案、運營業務委託契約書案における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものとする。

(2) 契約の締結

本町と優先交渉権者は、基本協定書、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者が特別目的会社を設立する場合、本町と特別目的会社の間で運營業務委託契約の締結を行う。

(3) 循環型社会形成推進交付金等の申請手続きへの協力

本事業の実施に係る循環型社会形成推進交付金申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように本施設の建設工事関連資料の作成を行うこととする。

2. 応募参加にかかる保証金、契約保証金

(1) 応募参加にかかる保証金

応募参加に係る保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

各々の契約に定める金額以上の契約保証金またはこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に本町に納めることとする。

3. 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、自らの提案内容に応じて優先交渉権者選定後速やかに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社を設立することができるものとする。特別目的会社の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。

- 1) 本店所在地を神奈川県箱根町内とする。なお、運営期間中に限り、無償で本施設内に設置することも認める。
- 2) 優先交渉権者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- 3) 事業者は、特別目的会社の設置日から事業期間を通じて資本金を5千万円以上維持すること。
- 4) 特別目的会社の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従

い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本町に提出することとする。

5) 特別目的会社の株主は、本町の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。

6) 特別目的会社は本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

7) 特別目的会社を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本町にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

4. その他

1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続のうち、応募者が実施する行為に関しては、自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

2) 著作権等

提出された提案書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、本町は、提案書の全部または一部を無償で使用するができるものとする。

3) 募集要項等の使用の制限

本町から提示された募集要項は、本事業への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないものとする。

4) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

5) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、優先交渉権者とならなかったものは、その理由について本町に対して説明を求めることができるものとする。

(1) 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、本町が公表した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）または持参によるものとし、持参の場合は9時から17時（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行うものとする。